



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 人事委員会規則

\*28 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1

### ○ 告示

1272	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	2
1273	〃	( 〃 ).....	2
1274	生活保護法による指定医療機関の変更	( 〃 ).....	2
1275	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	3
1276	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	3
1277	〃	( 〃 ).....	4
1278	〃	( 〃 ).....	5
1279	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	6
1280	保安林の指定施業要件変更予定	( 〃 ).....	6
1281	〃	( 〃 ).....	6
1282	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	7
1283	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7
1284	交通警察事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	8

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第28号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年11月18日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和元年和歌山県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第2条第1項の規定により承認を受けて育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている会計年度任用職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第2条第1項の規定により承認を受けて育児休業をしている会計年度任用職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である会計年度任用職員を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間</p>

<p>子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業</p> <p>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業</p> <p>(3) 略 3～5 略</p>	<p>(3) 略 3～5 略</p>
---	------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊葉新 21-04	カメラア調剤薬局	伊都郡かつらぎ町大谷1254-1	令和 4.10.1
新葉新 25-04	セイムス新宮緑ヶ丘薬局	新宮市緑ヶ丘一丁目10-63	令和 4.11.1

和歌山県告示第1273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
岩訪新 13-04	特定非営利活動法人 精神医療サポートセ ンター	大阪府泉佐野市鶴原二 丁目11-12	訪問看護ステーション いしずえ和歌山	岩出市湯窪43-1 4号 室	令和 4.11.1

和歌山県告示第1274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があつ

たので、次のとおり告示する。

令和4年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
紀葉新 40-03	那賀調剤薬局	そうごう薬局紀の川打田店	紀の川市打田1415-4	令和 4.10.1

### 和歌山県告示第1275号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年 月 日
3012250 266	居宅介護和が家	田辺市本宮町請川1 21番地の1	居宅介護 重度訪問介護	特定非営利活動 法人和が家	田辺市本宮町請川1 22番地	令和 4.11.1

### 和歌山県告示第1276号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンターオークワ南紀店  
和歌山県新宮市佐野三丁目11番19号
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
株式会社はるやまホールディングス 代表取締役 中村宏明  
岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号  
株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠  
茨城県水戸市城南二丁目7番5号  
大興産業株式会社 代表取締役 土岐政晃  
和歌山県岩出市高瀬74番地の1 ダイコービル  
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）縦覧図書記載のとおり  
（変更後）縦覧図書記載のとおり

## 4 変更年月日

令和4年4月1日他

## 5 変更した理由

縦覧図書記載のとおり

## 6 届出年月日

令和4年10月24日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）  
新宮市企画政策部商工観光課（新宮市春日1番1号）

## 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年11月18日から令和5年3月20日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1277号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフガーデン和歌山加納  
和歌山県和歌山市加納字新白295番1外

## 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明  
東京都千代田区麴町五丁目1番地1  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）和歌山加納複合商業施設  
（変更後）ライフガーデン和歌山加納

## (2) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳  
東京都千代田区麴町五丁目1番地1

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(変更後) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明

東京都千代田区麹町五丁目1番地1

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 変更年月日

(1) 令和4年9月1日

(2) 令和4年4月1日

5 変更した理由

(1) 店舗名称が決定したため

(2) 代表者の変更のため

6 届出年月日

令和4年10月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年11月18日から令和5年3月20日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第1278号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

海南市藤白複合店舗

和歌山県海南市藤白字有田屋濱181番4外5筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉

東京都港区芝浦一丁目2番3号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 縦覧図書記載のとおり

(変更後) 縦覧図書記載のとおり

4 変更年月日

令和4年9月1日

- 5 変更した理由  
代表者の変更のため
- 6 届出年月日  
令和4年10月27日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北一丁目1番地の4）  
海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和4年11月18日から令和5年3月20日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第1279号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町大字下田原字上ノ段427の1・427の2・427の3・字久保428の1・428の2・428の8（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1280号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1281号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡印南町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1282号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和4年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

寺長3地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、標柱1号と8号を結ぶ線は市道との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	紀の川市		粉河	矢倉	2676番地先	道路敷
2号	〃		〃	〃	2698番1	
3号	〃		〃	〃	2696番1	
4号	〃		〃	〃	〃	
5号	〃		〃	〃	〃	
6号	〃		〃	〃	2694番	
7号	〃		〃	〃	2688番1	
8号	〃		〃	〃	2683番1地先	道路敷

**和歌山県告示第1283号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年11月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3605	岩出市森字宮裏245番1の一部、246番の一部、里道	岩出市岡田389番地の1 紀北地所株式会社 代表取締役 山本康貴	令和 4.11.1	6.00	70.26
------	----------------------------	--	--------------	------	-------

## 和歌山県告示第1284号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、交通警察事務委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年11月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称等

## (1) 調達役務の名称

交通警察事務委託業務

## (2) 調達役務の内容等

次に掲げる業務を交通警察事務委託仕様書（以下「仕様書」という。）により実施するものとする。

ア 運転免許事務の補助等業務

イ 自動車保管場所証明事務

（ア）自動車保管場所調査事務

（イ）自動車保管場所電算入力等関係事務

（ウ）自動車保管場所標章関係事務

## 2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格

この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2に規定する免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると和歌山県公安委員会が認める法人で、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 和歌山県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

(5) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていない者及びこれがなされていない者であること又は同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者のうちその更生手続に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定を受けている者であること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない者及びこれがなされていない者であること又は同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者のうちその再生手続に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定を受けている者であること。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

(9) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。



## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

## (1) 和歌山県公安委員会へ提出する資格審査申請書類

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近3年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(ア) 法人税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目

## (2) 和歌山県へ提出する資格審査申請書類

(1) の資格審査申請の結果、有資格者であることを確認された場合は、次に掲げる書類を提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 誓約書

ウ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

エ 和歌山県公安委員会から入札参加の有資格者であることを確認された旨の通知書の写し

(3) (1) のア及びイ並びに (2) のアからウまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和4年11月18日（金）から同年12月5日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、5の(1)のアに掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) 及び (2) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年11月18日（金）から同年12月6日（火）までの間に和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

なお、質問に対しては、原則として令和4年12月8日（木）までに回答するものとする。

## 4 資格審査申請書類の配布場所

5の(1)のアに同じ。

## 5 資格審査申請書類の提出場所及び提出期間

## (1) 和歌山県公安委員会への資格審査申請

ア 提出場所

交通規制課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

イ 提出期間

3の(1)に掲げる申請書類を、令和4年11月18日（金）から同年12月9日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、(1)のアに掲げる場所に提出すること。

なお、郵送による場合は、簡易書留で令和4年12月9日（金）午後5時までに(1)のアに掲げる場所に必着させなければならない。

## (2) 和歌山県への資格審査申請

ア 提出場所

(1) のアに同じ。

イ 提出期間

3の(2)に掲げる申請書類を、(1)の資格審査申請の結果、和歌山県公安委員会から有資格者である旨の通知を受けた日から令和5年1月10日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、(1)のアに掲げる場所に提出すること。

なお、郵送による場合は、簡易書留で令和5年1月10日（火）午後5時までに(1)のアに掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査の結果通知

(1) 5の(1)の結果通知

郵便により令和4年12月22日（木）までに通知する。

(2) 5の(2)の結果通知

郵便により令和5年1月20日（金）までに通知する。

7 総合評価一般競争入札の参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 総合評価一般競争入札の参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

ア 和歌山県公安委員会への理由の説明の求め

令和5年1月5日（木）午後5時まで

イ 和歌山県への理由の説明の求め

令和5年2月2日（木）午後5時まで

(2) (1)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(3) (1)のア及びイの求めに対する回答については、次に掲げるところにより当該説明を求めた者に対して書面で行うものとする。

ア (1)のアに対する回答

令和5年1月10日（火）までに回答するものとする。

イ (1)のイに対する回答

令和5年2月6日（月）までに回答するものとする。

(4) (1)の書面の提出先は、5の(1)のアに掲げる場所とする。